

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 地上タカン装置移設に係る電波影響調査
- (2) 履行場所 航空自衛隊新田原基地
- (3) 履行期限 令和8年3月31日(火)
- (4) 契約方法 確定契約

2 入札日時 令和7年6月10日(火) 9時30分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

委任状

令和7年6月10日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 地上タカン装置移設に係る電波影響調査
- 2 履行場所 航空自衛隊新田原基地

(代理人)
住 所
氏 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	地上タカン装置移設に係る 電波影響調査 -----	新基LPS-E00016	
		承認	令和7年5月16日
		作成	令和7年5月8日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	新田原管制隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、地上タカン装置（以下“タカン”という。）の移設に当たり実施する地上タカン装置設置等に係る電波影響調査（以下“本調査”という。）に適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、付表1による。

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

- a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、3)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

NDS C 0002 地上用電子機器通則

2) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

CPS-E581215 地上タカン装置 J/GRN-504()

3) 法令等

品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
----	--------------------

電波法（昭和25年法律第131号）

航空法（昭和27年法律第231号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号 31.1.9〕

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

飛行点検実施細則（令和7年航空支援集団達第1号）

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日）

飛行点検実施規則（令和7年航空自衛隊達第2号）

2 調査に関する要求

2.1 調査の前提

本調査は、タカンの移設に先立ち、設置場所周辺の地形、物件、障害物等による電波影響等を整理し、タカンの設置に適した場所を調査して調査報告書を作成する。調査の前提は、次による。

- a) 既設タカンの諸元及び設置場所並びに移設後の設置候補地（以下“候補地”という。）の範囲は、調達要領指定書による。
- b) タカンの仕様は、CPS-E581215による。
- c) 設置位置の適否は、次に掲げる事項を確認することにより行うこと。
 - 1) 設置位置が電波法及び航空法（以下“法令等”という。）並びに付表2に適合していること。
 - 2) シミュレーションの結果が、付表3に適合していること。
- d) 調査に当たり、物件及び障害物の撤去、除去又は移設を検討する場合、これらの可否に関する検討は、本調査の対象外とする。

2.2 調査実施計画書の作成等

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した調査実施計画書（案）を作成するものとする。
 - 1) 実施予定表
 - 2) 実施体制
 - 3) 調査実施要領（現地調査を含む。）
 - 4) その他

品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
----	--------------------

- b) 契約の相手方は、調査実施計画書（案）を作成後、速やかに説明会を実施し、監督官の確認を受けるものとする。説明会実施場所は、調達要領指定書によるものとし、説明会終了後、所要の修正を実施した上で、調査実施計画書を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。

2.3 調査

2.3.1 現地調査

契約の相手方は、調査実施計画書に基づき、現地調査を実施するものとする。

なお、調査の実施に必要な器材は、契約の相手方が準備するものとする。現地調査の内容は、次による。

- a) タカンの候補地の現況調査
- b) 候補地周辺の物件、障害物及び地形の調査
- c) 調査報告書等に使用する写真の撮影

2.3.2 調査の内容

調査の内容は、次による。

2.3.2.1 タカン設置要件の整理

法令等及び付表 2 に基づき、タカンの設置要件を整理し、取りまとめるものとする。

2.3.2.2 タカンの設置場所検討

2.3.2.1 を踏まえ、2.1 a) の候補地の範囲内におけるタカンの設置場所を検討するものとする。細部は、次による。

- a) タカン空中線の設置場所を選定し、作図を行うこと。
- b) 2.3.1 で得られた成果及び国土地理院による公開情報を使用し、緯度、経度及び地盤高を調査し、取りまとめること。
- c) 制限表面、その他法令等による規制を調査し、空中線高を検討すること。
- d) タカンが発射する電波に影響を与える可能性のある物件及び障害物を調査し、取りまとめること。
- e) 周囲の地形及び d) の障害物を考慮し、覆域の検討を行うこと。
- f) d) の物件及び障害物及び e) の地形をモデル化し、電波影響に係るシミュレーションを行い、電波への影響を検討すること。
- g) f) で実施したシミュレーションで許容値を満足しない場合は、設置場所の変更、物件及び障害物の除去、その他必要な改善策を検討すること。

2.3.2.3 問題点及び懸念事項等の抽出

タカンの設置に当たって問題点、懸念事項等となる事項を抽出して、取りまとめるものとする。

品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
----	--------------------

2.3.3 連絡調整会の実施

契約の相手方は、監督官との調整により、月1回を基準に連絡調整会を実施し、調査の方向性について確認するものとする。実施場所は、調達要領指定書による。

2.3.4 調査結果の報告

契約の相手方は、中間報告会及び調査結果報告会を実施するものとする。中間報告会及び調査結果報告会の実施時期及び実施場所は、調達要領指定書による。

なお、中間報告会実施までに中間報告資料（案）を作成するものとし、中間報告会実施後、所要の修正を実施した上で、速やかに中間報告資料を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。

2.4 品質管理

品質管理は、次による。

- a) 提出書類及び納入品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込み、その他官の意図せざる変更が行われない相応の管理、その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。
- b) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、貸付文書について a)の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込み、その他官の意図せざる変更を行わないものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督検査事務処理要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、監督官の確認を受けた上で表2に示す提出書類を提出するものとする。

表2－提出書類

名称	数量、単位及び媒体	秘等区分	提出先	提出時期
調査実施計画書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	契約締結後速やかに
中間報告資料	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	中間報告会実施後速やかに

品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
----	--------------------

4.2 納入品

契約の相手方は、表3を納入するものとする。

表3－納入品

名称	数量、単位及び媒体	秘等区分	納入先	納期
調査報告書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	調達要領指定書による。

4.2.1 提出書類等の書式

調査実施計画書、調査報告書等は、日本産業規格A列4番を縦に使用し、ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし、これにより難しい場合(図表、画像及び写真)は、他の様式を併用することができる。

4.2.2 提出書類等作成の留意事項

本調査に使用した文献、参考資料等は、調査報告書に記載するものとする。

4.3 貸付文書

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.2.2 b)に基づき、本調査において官側が必要と認めた文書及び資料(以下“文書等”という。)について、無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。また、文書等は、貸付け又は閲覧時における最新版とし、文書等が更新された場合は、最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることができる。

なお、文書等の貸付場所及び返納場所については、官側の指定する場所とする。また、貸付時期は、官側との調整によるものとし、貸付期間は、契約納期までとする。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、無償で官側の支援を受けることができる。この場合、速やかに契約担当官等に申請する。

- a) 官側の施設、設備等の使用
- b) 部隊等における意見聴取
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.5 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、調査報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権その他の権利(産業財産権及び営業秘密)(以下“知的財産権”という。)を侵

品 名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
-----	--------------------

害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。

- b) この契約において作成した調査報告書が、第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任の全てを契約の相手方が負担する。
- c) この契約において作成され、納入物となる調査報告書の著作物において、**著作権法**に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権（以下“著作権等”という。）が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
- 1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保される。
 - 2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書の著作権（**著作権法**第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、契約の時点で適用外著作権等が確定している部分を除き、官側に譲渡する。
 - 3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除く調査報告書に関し、**著作権法**に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、調査報告書の納入時、**付紙1**及び**付紙2**をそれぞれ作成し、監督官に1部提出する。
 - 5) 契約の相手方は、調査報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は、**付紙3**を作成し、監督官に1部提出する。契約の相手方は、提出後、速やかに留保部分について、官側と協議を行った上で確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を、監督官に1部提出する。
- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。
- e) 契約の相手方は、本調査により得られた成果を、官側の許可なく、公表又は第三者へ譲渡してはならない。

4.6 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 契約の相手方が、第三者を従事させる場合は、**情報システムに関する調達に**

品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査
----	--------------------

係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に定める特約条項によるものとし，所要の届出を実施するものとする。

- b) 契約の相手方は，本契約の履行に当たり，知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- c) 基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合，入門前にドライブレコーダーの電源を切り，機能の無効化処置を実施するものとする。
なお，ドライブレコーダー機能の無効化処置の履行状況については，監督官に確認を受けるものとする。

4.7 立入制限場所への立入

契約の相手方が，2.2.4の現地調査の実施に当たり，部隊等の長が定めた立入禁止区域へ立ち入る必要がある場合は，航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより，立入りを許可された者でなければならない。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書に対して疑義を生じた場合は，その内容について監督官の所掌事務に関する事項については監督官と，検査官の所掌事務に関する事項については検査官と，その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議するものとする。

付表 1 - 用語及び定義

用 語	定 義
地上タカン装置	TACtial Air Navigation : T A C A N (タカン) 航行する航空機に対し, 距離及び方位情報を提供することにより, 航空機が適切な航法を実施し, 航空交通の安全を確保するための航空保安無線施設として使用する装置であって, 方位情報の提供にUHF帯を使用するものをいう。
シミュレーション	電子計算機又は物理モデルを用い, 電波放射を模擬することをいう。

付表 2 - タカンの設置条件

No.	内 容																				
1	<p>(全般)</p> <p>空中線装置の設置位置とその周辺の障害物との位置関係は、タカンの方位精度に影響する。したがって、空中線装置の設置は、次の設置基準を満たすこと。</p>																				
2-1	<p>(タカン・アプローチ以外に使用する場合)</p> <p>一般的に使用(タカン・アプローチ以外の使用)する場合、空中線装置は、最大有効距離を得るためにできるだけ高い地形の点に、地上高をできるだけ高く設置することが望ましい。空中線装置開口部から300m以上離れた場所の障害物は、精度にあまり影響を与えないが、陰となる地域を生じるため好ましくない。次の基準によって設置位置を選定する。図1において、空中線装置開口下部中心から上向角3°以上の空間に障害物がないこと。ただし、次の場合は例外とする。</p> <p>a) 空中線装置開口下部中心から上向角3°の限界よりも1°～2°を超える障害物で、水平方向の見込角(障害物の幅)が10°以下の障害物が2個までの場合</p> <p>b) 空中線装置開口下部中心から上向角3°の限界よりも4°～5°を超える障害物で、水平方向の見込角が3°以下の障害物が4個までの場合</p> <p>c) a)項及びb)項で示した障害物が草木である場合、その数は2倍まで、水平方向の見込角は、3倍までであってもよい。</p> <p>d) 一般に、空中線装置開口下部から300mを越える障害物は、機能に障害を与えるような反射はないが、陰の部分の低角度の有効範囲が減少する。これらの空中線装置設置基準をまとめると表1のとおりである。</p> <p>e) 鉄塔手摺は、空中線装置放射部下面より-15°以上にする。(図2参照)</p> <p>f) 航空障害灯は、空中線装置放射部下面より上方にでないこと。(図2参照)</p> <p style="text-align: center;">表1 - 空中線装置設置基準</p> <table border="1" data-bbox="309 1200 1393 1373"> <thead> <tr> <th>例外の等級</th> <th>障害物の種類</th> <th>水平方向の最大幅</th> <th>最大高角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Class 1</td> <td>草木等の幅の狭いもの</td> <td>9°</td> <td>13°</td> </tr> <tr> <td>Class 2</td> <td>他の幅の狭いもの</td> <td>3°</td> <td>8°</td> </tr> <tr> <td>Class 3^{a)}</td> <td>草木等の幅の広いもの</td> <td>30°</td> <td>7°</td> </tr> <tr> <td>Class 4^{a)}</td> <td>他の幅の広いもの</td> <td>10°</td> <td>5°</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記1 空中線装置開口部から障害物までの距離は、300m以上を基準とする。</p> <p>注記2 空中線装置設置基準は、Class 1の障害物が4箇所以下又はClass 2の障害物が2箇所以下のこと。</p> <p>注記3 空中線装置設置基準は、Class 1の障害物が2箇所及びClass 2の障害物が1箇所以下のこと。</p> <p>注^{a)} 障害物の後方に陰が生じる。</p>	例外の等級	障害物の種類	水平方向の最大幅	最大高角度	Class 1	草木等の幅の狭いもの	9°	13°	Class 2	他の幅の狭いもの	3°	8°	Class 3 ^{a)}	草木等の幅の広いもの	30°	7°	Class 4 ^{a)}	他の幅の広いもの	10°	5°
例外の等級	障害物の種類	水平方向の最大幅	最大高角度																		
Class 1	草木等の幅の狭いもの	9°	13°																		
Class 2	他の幅の狭いもの	3°	8°																		
Class 3 ^{a)}	草木等の幅の広いもの	30°	7°																		
Class 4 ^{a)}	他の幅の広いもの	10°	5°																		
2-2	<p>(タカン・アプローチに使用する場合)</p> <p>タカン・アプローチに使用する場合、空中線装置の近傍(約10m以内)の障害物は、誤差の原因となる為できる限り離して設置すること。</p> <p>a) 空中線装置開口部から半径300m以内に、空中線装置開口下部以上の高さの建物がなく、設置高以下でも空中線から見て障害物の水平方向の見込角は、10°以下が望ましく、かつ、2-1項の基準を満足すること。</p> <p>b) 空中線装置開口部から半径300m以内、150m以上の距離で、仰角8°以内に水平方向の見込角が9°以内の障害物があっても、設置高及び設置位置関係(障害物とアプローチ・コースの位置関係)を適宜選択すれば設置は可能である。ただし、障害物の後方は、陰となる。</p>																				

<p>3</p>	<p>(メンテナンスエリア及び取付高さ) 鉄塔踊り場への出入り用ハッチ部は、全性・整備の容易性を考慮し、空中線装置基台部点検方向(南側)を避けること。また、鉄塔踊り場と空中線装置取付用ベースプレート面との高さ関係は、空中線部点検・整備時に基台部点検扉より出入りするので、極力、踊り場と空中線装置取付用ベースプレート面の段差を小さく(500mm以下)し、整備性の向上を図る必要がある。(図3参照)</p>
<p>4</p>	<p>(ケーブルラックの設置条件) 空中線装置～タカン局舎間のケーブル布設に対し、幅300mmの垂直及び水平ラックを設ける必要がある。曲がり部分の半径は、WF-H50-13Sを想定し600mm以上必要とする。また、ラックの横桁は、ケーブル布設・個縛作業の容易性を考慮し、L型アングルとし、水平ラックの場合は、フラット面を上にして取り付けすること。なお、垂直ラック立ち上がり位置は、鉄塔を中心とすること。(図4参照)</p>
<p>5</p>	<p>(避雷針設置条件) 空中線装置の避雷針設置に当たっては、設置場所の過去の落雷状況等から保護レベルを決定する。これにより、図5及び図6から保護角法の場合の保護角及び回転球体法の場合の半径(雷撃距離)を決定し、避雷針の保護角又は半径を満たすよう設置すること。 回転球体法による保護を行おうとすると、空中線装置の周りに避雷針を取り付けた支持柱を複数設置する必要がある。このことは、放射する電波の質等に影響を与えることが考えられるため、保護角法による設置が運用上、経済的にも効率が良い。ただし、空港場内・近傍サイトにおいては、空港制限表面に留意する必要がある。避雷針支持管(φD)の太さの規定は、空中線装置放射部下部より突き出た範囲とし、空中線装置放射部からの距離により制約を受け、図5及び図6に示す寸法を満足する必要がある。避雷針は、近過ぎたり太過ぎると電波障害、とりわけ方位誤差の発生が懸念されるため設置する方向は、滑走路側を避けること。さらに航空機へサービスする方向(進入コース等)にも設置しないように考慮すること。</p>

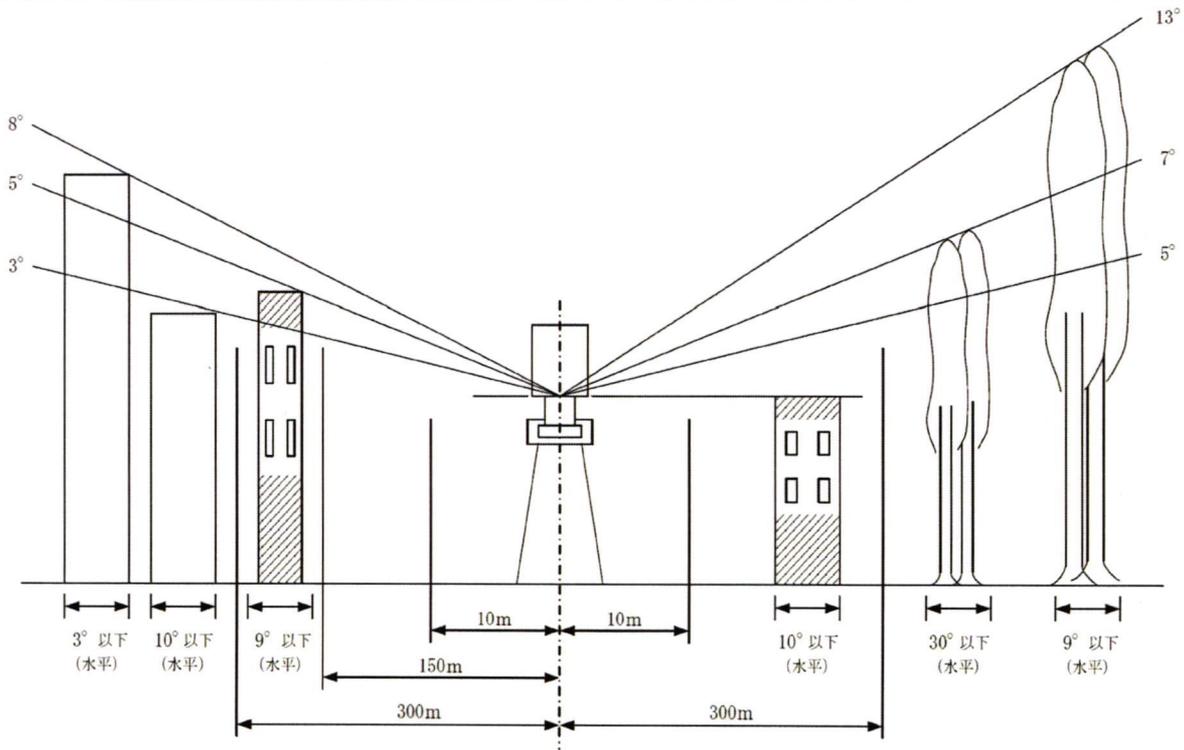


図1 - 空中線装置設置基準

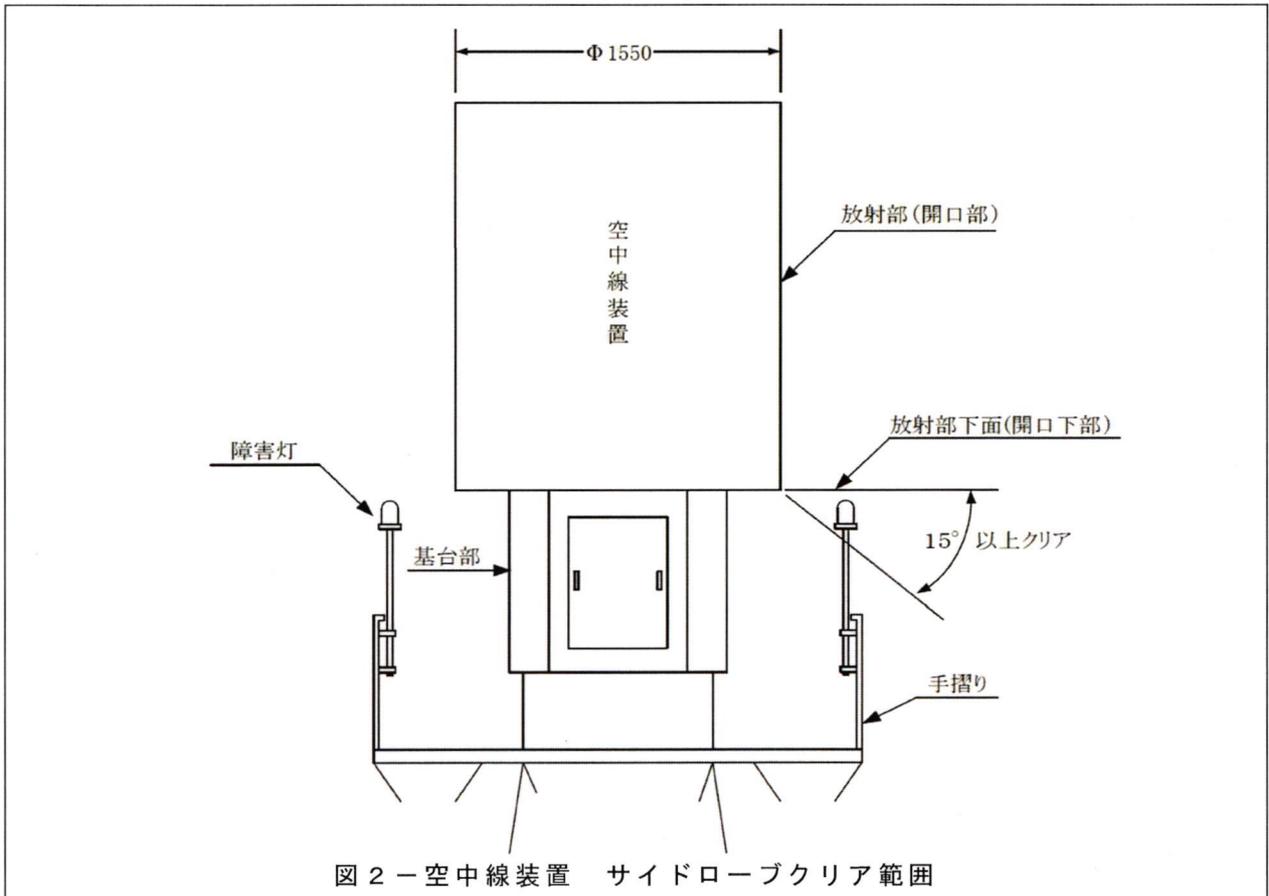


図 2 - 空中線装置 サイドローブクリア範囲

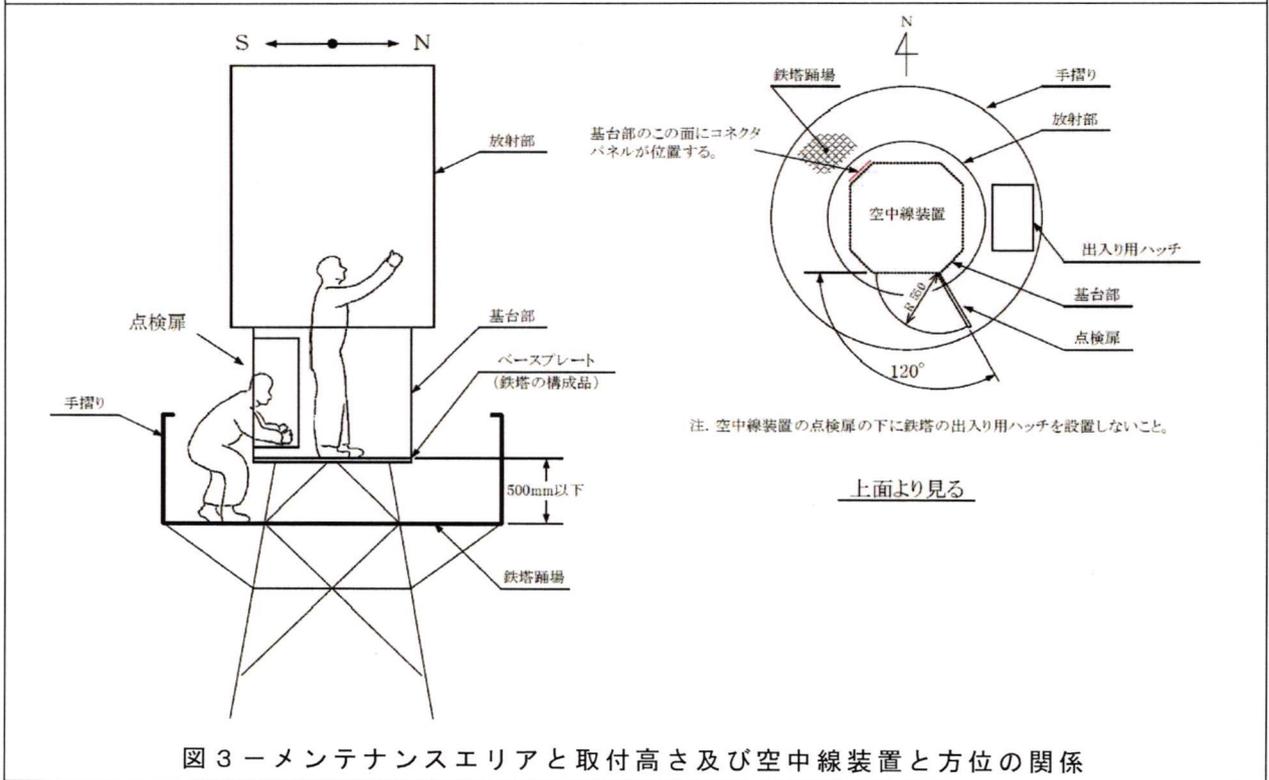


図 3 - メンテナンスエリアと取付高さ及び空中線装置と方位の関係

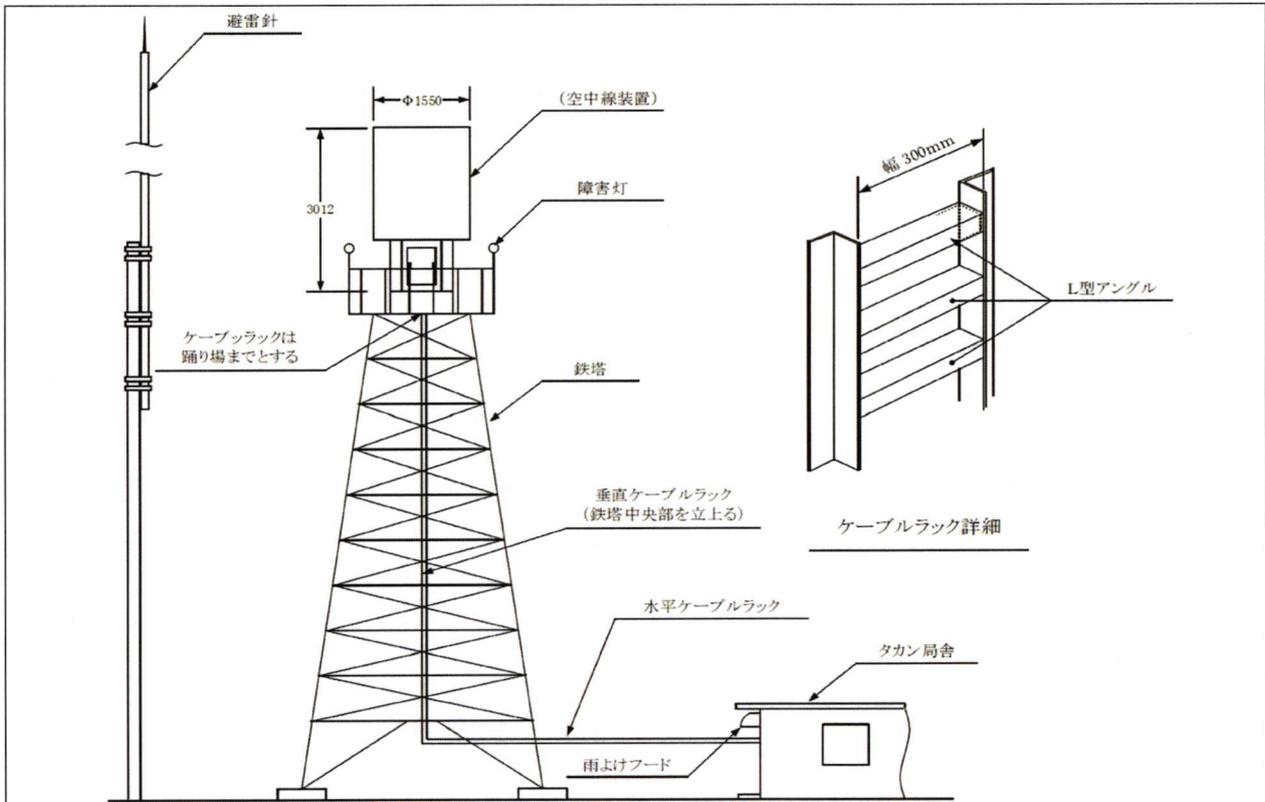


図4 - ケーブルラック (野外)

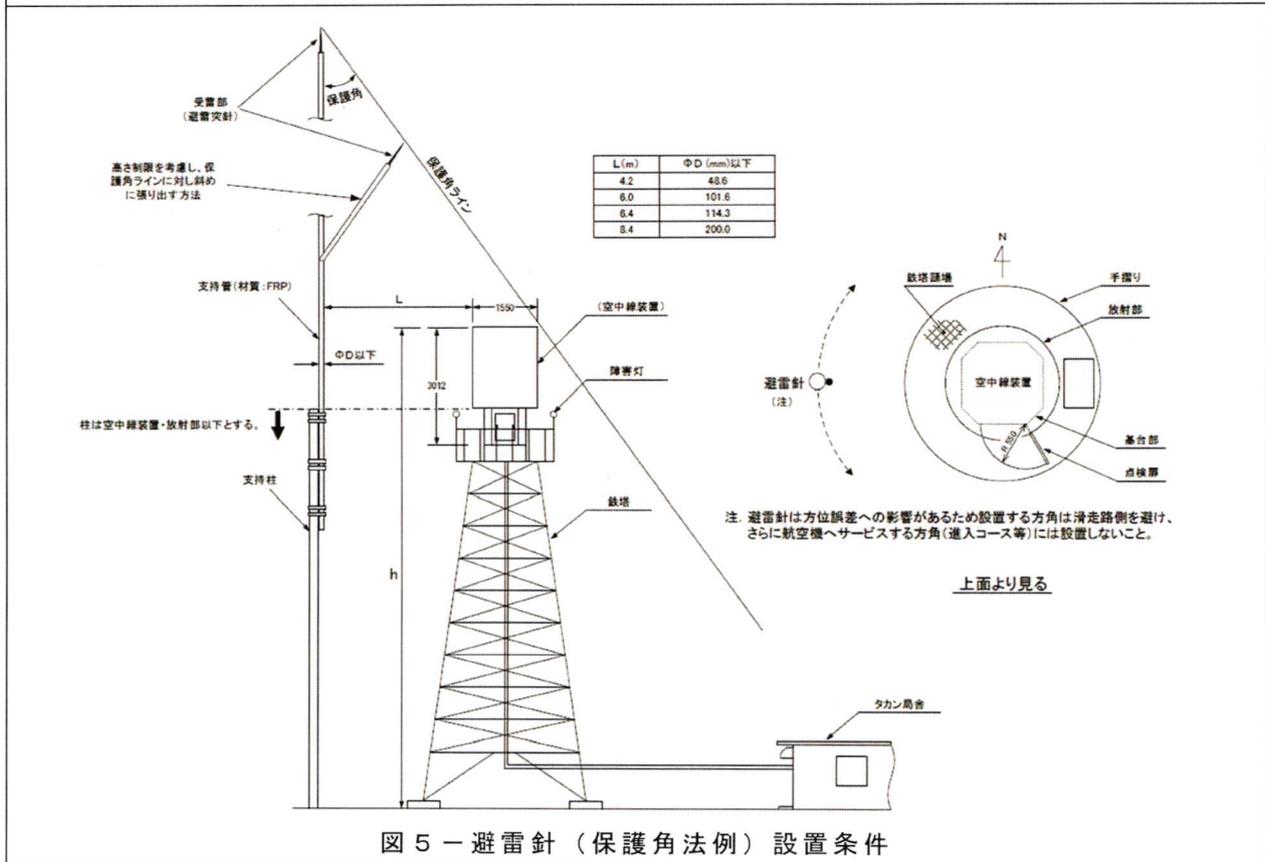


図5 - 避雷針 (保護角法例) 設置条件

付表 3 - 飛行点検評価基準

評価項目	評価基準
識別符号	正確，明瞭かつ安定しており，雑音がなく，当該施設の覆域内で聴取可能であり，当該施設の全覆域にわたってコース・ストラクチャーに影響を与えないこと。
基準ラジアル	設定された磁方位から $\pm 1^\circ$ 以内であること。
センシング及びローテーション	正常であること。
距離精度	実距離の ± 0.2 NM以内であること。
偏波効果	不要偏波成分に起因するコースの偏位は， $\pm 2^\circ$ 以内であること。
ラジアル（アライメント）	<ol style="list-style-type: none"> 1 進入方式に用いられるラジアルのアライメントは，設定された磁方位から$\pm 2^\circ$以内であること。 2 その他のラジアルのアライメントは，正確な磁方位から$\pm 2.5^\circ$以内であること。
ラジアル（ストラクチャー）	<ol style="list-style-type: none"> 1 ベンドによるコースの偏位は，正確な磁方位及び平均電子ラジアルのアライメントから$\pm 3.5^\circ$以内であること。 2 ラフネス及びスキヤロッピング <ol style="list-style-type: none"> a) オン・コースの平均からの偏位は$\pm 3^\circ$以内であること。 b) 特例 ラフネス及びスキヤロッピングによる最大偏位が3°を超えても，その偏位が，次の距離以内であれば許容される。 <ol style="list-style-type: none"> 1) FINAL APPROACH FIX（以下“FAF”という。）／GATEからMAPまでの間で，任意の1 NMのうち0.05 NM以内であること。 2) 平均海面高度上，10,000 ft以下で，任意の5 NMのうち0.25 NM以内であること。 3) 平均海面高度上，10,001 ft以上から20,000 ft以下で，任意の10 NMのうち0.5 NM以内であること。 4) 平均海面高度上，20,001 ft以上で，任意の20 NMのうち1 NM以内であること。 3 アンロック <ol style="list-style-type: none"> a) ターミナル・ラジアル <ol style="list-style-type: none"> 1) FAFからMAPまでの最終進入経路の両側5°の範囲において，方位及び距離のアンロックがないこと。ただし，局上通過は，適用外とする。 2) 1)以外の基準は，エンルート・ラジアルの評価基準を適用する。ただし，初期及び中間のアプローチ・フィクス，最終進入ラジアル，リード・ラジアル，クロッシング・ラジアル等の方式手順で使用する基準点においては，方位及び距離のアンロックがないこと。 b) エンルート・ラジアル <p>方位における任意の5 NMの間において，1 NM以上のアンロック，距離では，任意の5 NMの間において，0.5 NM以上のアンロックがないこと。</p>
覆域（信号強度）	<p>地形及び障害物との間隔によって定められた最低飛行点検高度において，40 NMの範囲内で信号強度が$22 \mu V$（-80 dBm）以上であること。ただし，次の各号の場合は，信号強度が基準値未満であっても許容されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ターミナル・ラジアル及びエンルート・ラジアル

	<p>最終進入区域を除く任意の 5 NM の間において、1 NM 未満であること。</p> <p>2 運用覆域を超えて航空路、直行経路、標準計器出発方式（SID）及び転移経路が設定されている場合 当該施設及び設定に使用される他の施設の方位指針及び距離が、アンロックしない安定した状態にあること。</p> <p>3 カバレッジ・オービット ノータム発行等所要の処置がなされること。</p>
監視装置	監視装置が警報を発する点において、基準ラジアルのアライメントが、 $\pm 1^\circ$ を超えないこと。
予備器材	主器材と同じ評価基準を満足すること。
予備電源	主電源で運用された評価基準と同じ基準を満足すること。

付紙 1 - 調査報告書に関する著作権譲渡証明書

調査報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名	
数 量 ・ 単 価		(納 入 場 所)	
単 価		認 証 番 号 及 び 年 月 日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和年月日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の上、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものとします。

付紙 2 - 調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納 入 先 部 隊 等 名 (納 入 場 所)	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認 証 番 号 及 び 年 月 日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

付紙 3 - 調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより、乙に留保される著作権の内訳は、次のとおりです。

該 当 範 囲	
該 当 箇 所	
理 由	

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	新管隊-1
	調達要求年月日	令和7年5月16日
	作成部課	新田原管制隊
	作成年月	令和7年5月8日
品名	地上タカン装置移設に係る電波影響調査	
仕様書番号	新基LPS-E00016	

2 調査に関する要求

2.1 調査の前提

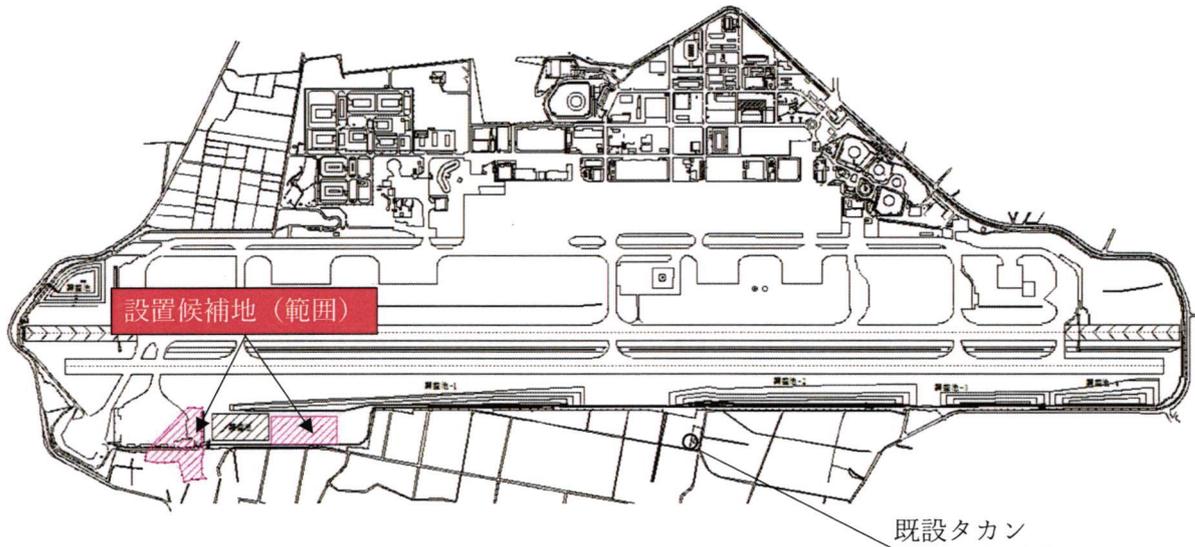
a) 既設タカンの諸元及び設置場所

1) 既設タカンの諸元

- 1.1) 名称 新田原タカン
- 1.2) 周波数 1184MHz (CH-97X)
- 1.3) 出力 5kW±50%
- 1.4) 受信感度 -95dBm (応答率が70%の場合)

- 2) 既設タカンの設置場所 北緯 32度04分49.48秒
東経131度27分13.62秒

- 3) 移設後の設置候補地 航空自衛隊 新田原基地内 (宮崎県児湯郡新富町)



図一 航空自衛隊新田原基地案内図

2.2 調査実施計画書の作成等

b) 調査実施計画書(案)説明会の実施場所

府中基地又は新田原基地

2.3.3 連絡調整会の実施

名称	実施場所
連絡調整会	府中基地又は新田原基地

2.3.4 調査結果の報告

名称	実施場所	実施時期
中間報告会	府中基地又は新田原基地	令和7年9月30日までに
調査結果報告会	府中基地又は新田原基地	令和8年2月28日までに

4.1 提出書類

名称	数量	単位	媒体	提出先
調査実施計画書	1	EA	DVD	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課
	1	部	紙	航空自衛隊 航空保安管制群本部
	1	部	紙	航空自衛隊 新田原管制隊
中間報告資料	1	EA	DVD	航空幕僚監部防衛部事業計画第1課
	1	部	紙	航空自衛隊 航空保安管制群本部
	1	部	紙	航空自衛隊 新田原管制隊

4.2 納入品

名称	数量	単位	媒体	納入先	納期
調査報告書	2	EA	DVD	航空自衛隊 新田原管制隊	令和8年3月31日
	3	部	紙		